平成２２年（フ）第６８９号
広島市西区己斐上２丁目66番24号
債務者　熊山　寛人
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２５号
広島市安佐北区亀山５丁目10番13号
債務者　竹川　正和
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３３号
広島市西区天満町12―28　パールハイツ天満301、住民票上の住所広島市西区天満町12番28―301号　パールハイツ小原
債務者　井上　映美（旧姓花岡）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２号
愛媛県西条市丹原町池田1224番地６
債務者　新原寿美子こと　工藤壽美子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７３号
愛媛県新居浜市大生院1944番地の10
債務者　神田　義照
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６２号
愛媛県宇和島市宮下甲158番地16
債務者　濵田せつみ
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第２６９号
高知県南国市片山７番地４
債務者　岡上　憲一
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３５号
高知市小石木町203番地１　改良住宅15号、住民票上の住所高知市河ノ瀬町101番地１　緑ヶ丘コーポ202号
債務者　竹村　哲雄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４４号
高知市石立町102番地
債務者　川上　敬子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４７号
高知市八反町２丁目９番５号
債務者　筒井　淳子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３号
福岡県大川市大字幡保349番地２、352番地８
債務者　江上　光子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
大分市敷戸南町18番３―501号
債務者　角熊　由起
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２９０号
大分県別府市石垣東３丁目６番21―308号
債務者　土屋　勝彦
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２９１号
大分県別府市大字鶴見195番地
債務者　斉藤　妙子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３０６号
大分市大字羽屋74番地の３
債務者　小川美喜子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５５号
大分県佐伯市鶴岡町１丁目13番３号、従前の住所大分県佐伯市中ノ島東町２番46号
債務者　植田　清重
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目10番45―12号　県営鶴岡団地２Ａ２
債務者　木村　光夫
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
大分県佐伯市弥生大字門田1870番地１深田団地７棟202
債務者　後藤　郁子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係